

第2節 特殊な一般取扱所の基準

1 政令第19条第1項関係

一般取扱所については、第1節（製造所・一般取扱所の基準）によるほか、位置、構造及び設備が特殊な対象については、政令第19条第2項、第3項及び第4項に定めるものを除き同条第1項の特殊な基準として次により運用することができるものとする。

(1) 製造所、油槽所における野積場の一般取扱所

(S. 36. 5. 10 自消甲予発第25号通知、S. 40. 1. 19 自消丙予発第8号質疑)

製造所、油槽所等でドラム缶充填作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積み状態で取り扱う場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）においては、一般取扱所として規制するものとし、次によること。

ア 積場の区画を明確にすること。

イ 野積みは、荷くずれしない方法で行うこと。

ウ 野積みを行う場合は、防火上安全な措置を講ずること。

エ 政令第19条で準用する政令第9条第1項（第1号～第3号、第12号、第17号）の規定に適合すること。

※ 参考通知

「ドラム充填所に隣接して、危険物を容器入りのままで野積みする場合」

(S. 40. 4. 15 自消丙予発第71号質疑)

(2) 棧橋の一般取扱所

船舶輸送用のタンカー等へ危険物を積み込み又は貯蔵タンク等へ受け入れるため、棧橋施設又は岸壁等において危険物を取り扱う一般取扱所（渡り棧橋を含む。以下同じ。）は、次によること。

ア 海、河川、運河等に面する部分については、政令第9条第1項第2号の規定は適用しないこと。

イ 棧橋は、危険物の取扱いのための専用とし、隣接して他の棧橋を設ける場合は、5m以上の距離を保有すること。

ウ 棧橋は、不燃材料で造るとともに、波浪及び潮流に対して安全な構造であること。

エ 棧橋には、船舶の衝突による衝撃を防止するため、防舷材等の緩衝設備を設けること。

オ 棧橋に設置する危険物の移送配管には、取り扱う危険物の品名を表示するとともに、配管先端部には鋳鋼製の弁を設けること。

カ 棧橋上には、電気による照明以外の灯火を用いる照明設備を設けないこと。

キ 避雷設備は、設けないことができること。

(3) 変電所等の一般取扱所 (S. 40. 9. 10 自消丙予発第148号通知)

変電所、発電所、開閉所その他これに準ずる場所（以下「変電所等」という。）については、次によること。

ア 変電所等に設置される危険物を収納している機器類が、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で、機器の冷却若しくは絶縁のための油類を内蔵して使用するもののみであり、ほかに危険物を取り

扱わない場合は、危険物関係法令の規制の対象としないものとするができる。

イ 一般取扱所に該当する変電所等とは、当該変電所等に設置される前アによる機器以外に危険物を取り扱う場合（油圧装置、ボイラー等を設置する場合など）で、前アによる機器で取り扱う危険物を含め、その取扱量が指定数量以上となる施設である。

※ 参考通知

「建築物に地階を設ける。」 (S. 36. 5. 10 自消甲予発第 25 号通知)

「建築物の内部を区画する一般取扱所の取扱い」 (S. 39. 7. 9 自消丙予発第 65 号質疑)

「タンク車と移動タンク貯蔵所相互間における危険物の取扱い」
(S. 41. 2. 8 自消丙予発第 22 号質疑)

「トラック上でドラム缶に危険物を充填する一般取扱所」
(S. 42. 6. 5 自消丙予発第 35 号質疑)

「海水油濁防止のための廃油処理施設の規制について」 (S. 48. 8. 2 消防予第 120 号質疑)

「ローリー積場の残ガス排出設備を一般取扱所（ローリー積場）内に設ける場合について」
(S. 56. 10. 6 消防危第 129 号質疑)

「建物内にオイルタンク、オイルポンプ、オイル清浄器、オイルクーラーを設置し、プレス機を建物から 3 m 離れた位置に設置する一工程の施設は、これらの設備全般にわたって一般取扱所として規制すること」 (S. 56. 10. 7 消防危第 134 号質疑)

「危険物をタンクローリーで鉄道貨物駅に移送し専用の運搬車に詰替えを行う場合、タンクローリー、専用運搬車及び軌道の一部を含めた範囲を一般取扱所として規制できるものとする。」 (S. 58. 11. 16 消防危第 118 号質疑)

「鉄道トンネル工事用の重機に給油を行うため、索道により危険物を運搬する行為について」
(S. 58. 11. 30 消防危第 126 号質疑)

「印刷工場（一般取扱所）において発生する有機溶剤を含む排ガスの処理設備は、当該一般取扱所に含めて規制して差し支えないこと。なお、有機溶剤の回収は危険物の製造所には該当しないこと。」 (S. 59. 6. 8 消防危第 54 号質疑)

「公共トラックターミナルにおいて危険物を運搬容器入りのままで荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みを行う場合、荷扱場及び停留所、集配車発着場並びに荷扱場と一体の事務所を含めて一の一般取扱所として規制できること。」 (S. 57. 8. 11 消防危第 82 号質疑)

「地下タンク貯蔵所の近くにドラム缶（第 2 石油類、指定数量以上）を置いて、ポンプ（可搬式動力ポンプ又はウィングポンプ）を介在して地下タンクの注入口（直上注入口 65 A）に給油ホース（耐油ゴムホース 50 A）を差し込んで注入（注入量は指定数量以上）する場合は、当該注入口を除き一般取扱所として規制すること。」 (S. 63. 4. 12 消防危第 55 号質疑)

「動植物油の屋外タンク、地下タンク（動植物油の貯蔵量が 1 万 L 以上のもの）に附属する注入口、払出口、配管等の扱い」 (H. 1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)

「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」
(H. 15. 8. 6 消防危第 81 号通知・H. 16. 6. 4 消防危第 61 号通知)

「国際輸送用タンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所の被けん引車を、一般取扱所内に固定して使用することについて」 (H. 17. 3. 31 消防危第 67 号質疑)

「建築物に設置された免震用オイルダンパーの取扱いについて」

2 政令第 19 条第 2 項関係

政令第 19 条第 2 項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて政令第 19 条第 1 項の基準の特例が定められ、これらの施設形態（危険物の充てん、容器詰替えを除く。）のものは、建築物の一部に設ける（以下「部分規制」という。）ことができるものであること。

なお、設置しようとする一般取扱所が、政令第 19 条第 1 項及び第 19 条第 2 項等複数の基準を満足する場合、いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものであること。

基準の概要については、第 2-2-1 表を参照すること。

(1) 作業形態

ア 規則第 28 条の 54 第 1 号（専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所）

- (ア) 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
- (イ) 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
- (ウ) 光沢加工、ゴム糊・接着剤等の塗布作業
- (エ) 取り扱う危険物は、第 2 類、第 4 類（特殊引火物を除く。）に限る。

※ 機械部品等の洗浄作業は該当しない。(H. 1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)

イ 規則第 28 条の 54 第 1 号の 2（専ら洗浄作業を行う一般取扱所）

- (ア) 危険物を吹き付けて行うもの、危険物に浸すもの、危険物と一緒に攪拌するもの等が該当する。
- (イ) 取り扱う危険物は、引火点 40℃以上の第 4 類に限る。

ウ 規則第 28 条の 54 第 2 号（専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所）

- (ア) 焼入れとは、主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性、耐摩耗性の向上などを目的とする熱処理の一つの方法であり、油、ガス、電気を熱源とする加熱炉と油、水、熔融塩を利用する冷却装置により構成される。

焼入れを行う装置には、加熱装置と冷却装置が一体となったものや別置きのものがあり、本規定でいう焼入れとは、冷却装置に油（危険物）を使用するもので、炉の燃料として使用する油を含め引火点が 70℃以上の第 4 類の危険物を使用するものに限る。

- (イ) 放電加工機とは、電極と加工物のわずかな間隔に有効な加工につながる放電を行うことにより加工物を任意の形に加工するもので、放電間隔の絶縁抵抗を高めるため、主として油中で加工を行う装置である。

エ 規則第 28 条の 54 第 3 号（危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所）

- (ア) ボイラー、冷温水発生設備、給湯設備、焼却炉、発電設備（H. 1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）等が該当する。
- (イ) 取り扱う危険物は、引火点 40℃以上の第 4 類に限る。

オ 規則第 28 条の 54 第 4 号（専ら充填作業を行う一般取扱所）

- (ア) 車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入する施設
- (イ) 併せて液体の危険物を容器に詰替える施設を含む。
- (ウ) 取り扱う危険物は、アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等を除く。

カ 規則第 28 条の 54 第 5 号（専ら詰替え作業を行う一般取扱所）

（ア） 固定した注油設備によって危険物を容器に詰替える施設

（イ） 車両に固定された容量 4, 000L 以下のタンク（容量 2, 000L を超えるタンクにあつては、その内部を 2, 000L 以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する施設

（ウ） 取り扱う危険物は、引火点 40℃以上の第 4 類に限る。

キ 規則第 28 条の 54 第 6 号（油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所）

（ア） 油圧装置及び大型機械の軸受、工作機械等に使用される潤滑油装置等が該当する。

（イ） 引火点 100℃以上の第 4 類の危険物（高引火点危険物）のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。

ク 規則第 28 条の 54 第 7 号（切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所）

（ア） 旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤などの工作機械等が該当する。

（イ） 高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。

ケ 規則第 28 条の 54 第 8 号（熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所）

（ア） 反応釜等に収納した危険物以外のものを加熱する装置が該当する。

（イ） 取り扱う危険物は、高引火点危険物に限る。

コ 規則第 28 条の 54 第 9 号（蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所）

（ア） リチウムイオン蓄電池等の電解液に電気を流す施設が該当する。

（イ） 第 4 類の危険物を用いた蓄電池設備のみを取り扱うものに限る。

(2) 部分規制の区分

部分規制に係る一般取扱所の許可区分には、区画室単位の規制、設備単位の規制、屋上の設備単位の規制がある。

ア 区画室単位の規制

規則第 28 条の 55 第 2 項、第 28 条の 55 の 2 第 2 項、第 28 条の 56 第 2 項、第 28 条の 57 第 2 項、第 28 条の 60 第 2 項、第 3 項、第 28 条の 60 の 2 第 2 項、第 28 条の 60 の 3 第 2 項、第 28 条の 60 の 4 第 2 項

イ 設備単位の規制

規則第 28 条の 55 の 2 第 3 項、第 28 条の 56 第 3 項、第 28 条の 57 第 3 項、規則第 28 条の 60 第 4 項、第 28 条の 60 の 2 第 3 項

ウ 屋上の設備単位の規制

規則第 28 条の 57 第 4 項、第 28 条の 60 の 4 第 3 項

(3) 部分規制の基本事項

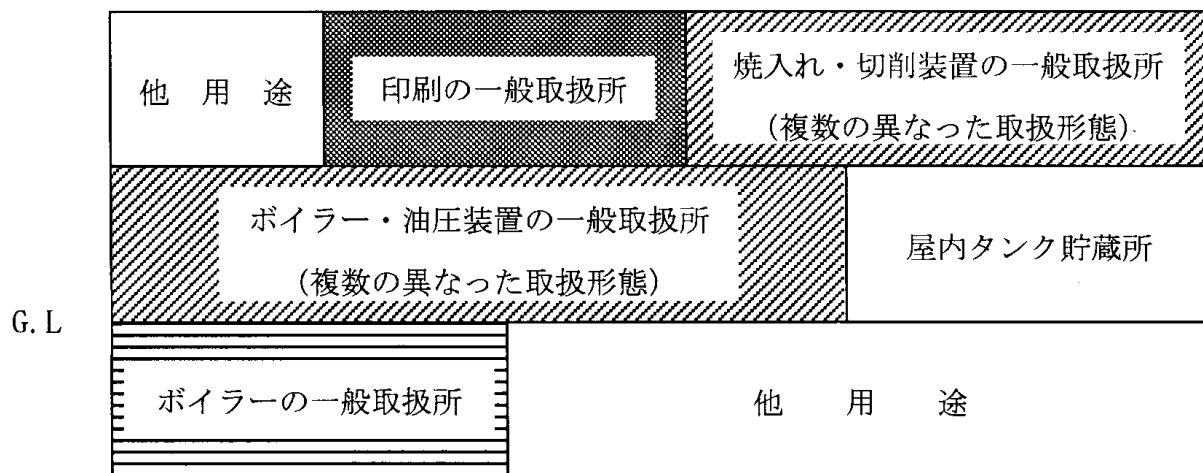
ア 一棟の建築物の中には、政令第 19 条第 2 項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した一般取扱所（政令第 19 条第 2 項第 4 号（充てん）、第 5 号（容器詰替え）に規定するものを除く。）を複数設置することができる。（H. 1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

更に、政令第 2 条、第 3 条の危険物施設のうち、部分規制されたものを同一建築物内に設置することができる。

また、政令第 19 条第 2 項各号のうち一の号の取扱形態を有し、かつ、それ以外の取扱形態を有する一般取扱所（複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所）を区画室単位として規制する場合には(1)の基準を、設備単位として規制する場合には政令第 19 条第 2 項各号の

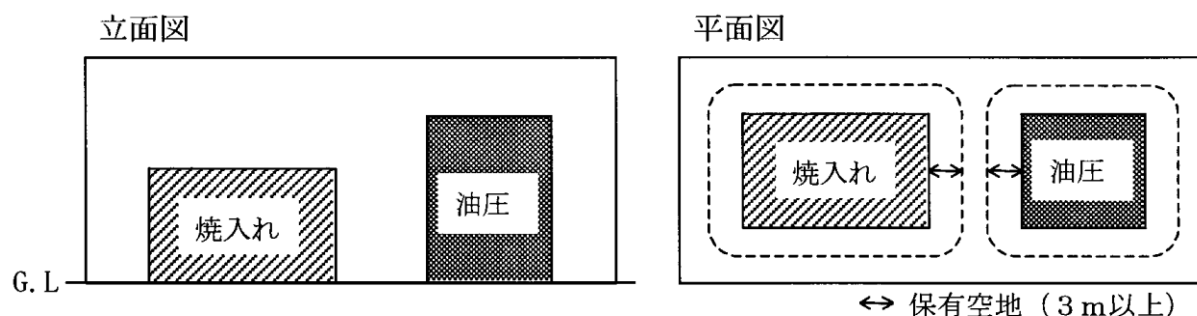
基準を適用し、設置することができる。(第2-2-1図、第2-2-2図参照)

なお、この場合、政令第19条第2項又は同条第1項の特例のいずれかの基準を選択することができる。



第2-2-1図 部分規制（区画室単位）の一般取扱所の設置例

[参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

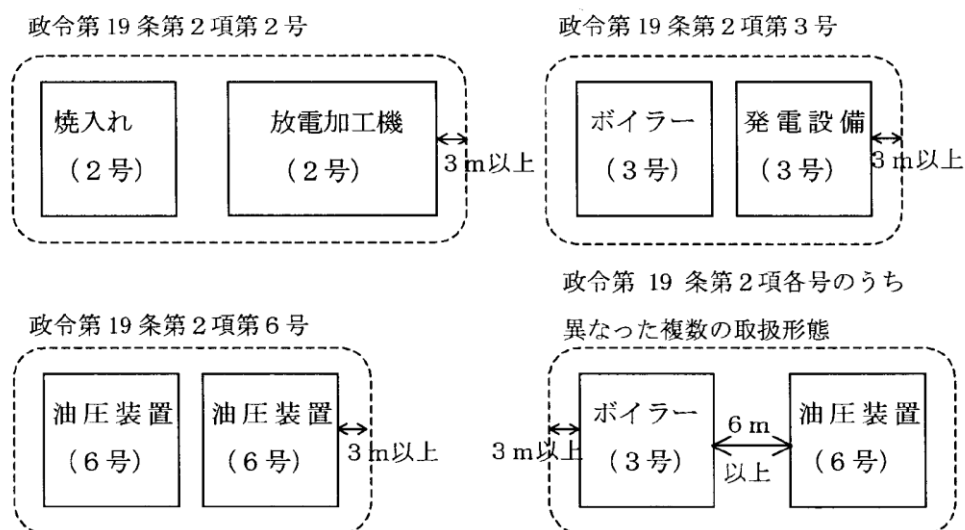


第2-2-2図 部分規制（設備単位）の一般取扱所の設置例

[参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

イ 設備単位で規制される一般取扱所には、政令第19条第2項各号で同一号の類似する設備を複数設置することができる。この場合、複数の設備を一つの一般取扱所として、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。(H.1.7.4 消防危第64号質疑)

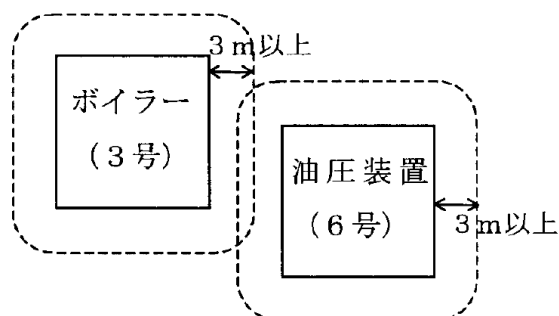
ただし、異なった複数の設備を一の一般取扱所とする場合には、その周囲に幅3m以上の空地を保有するとともに、設備の間隔を6m以上確保すること。



第2-2-3図 複数の設備を一つの一般取扱所として規制する例
[参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

ウ 同一室内に、設備単位で規制される政令第19条第2項各号の異なる一般取扱所を複数設置する場合、屋内において保有するものとされている幅3m以上の空地は、相互に重なってはならない。(H.1.3.1 消防危第14号通知) (第2-2-4図参照)

- (4) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて政令第19条第2項に規定する一般取扱所として差し支えない。(H.1.7.4 消防危第64号質疑)



第2-2-4図 各設備をそれぞれ一の一般取扱所として認められない例

- (5) 政令第19条第2項第1号から第3号、第6号、第7号及び第8号に掲げるもの（イによる場合は第1号、第8号を除く。）のうち、各号の形態を有するものを一の建築物内に複数設置する場合は、次のいずれかの一般取扱所として規制して差し支えない。

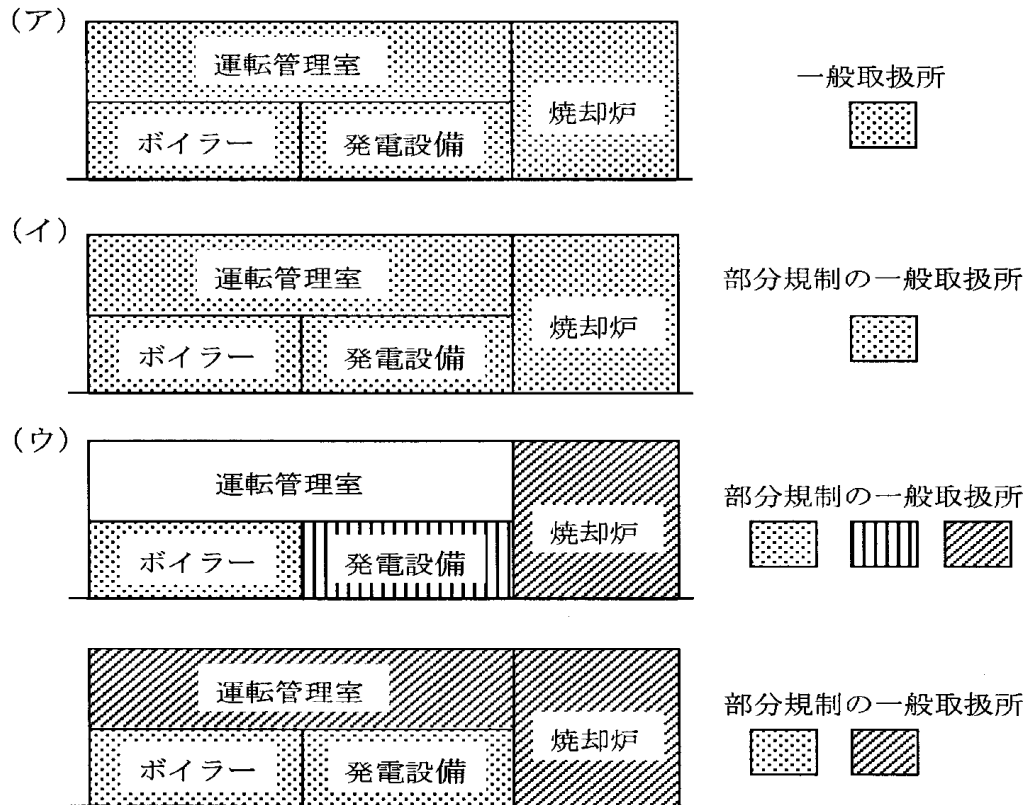
(H.1.7.4 消防危第64号質疑)

ア 区画室単位の規制をする場合（例：ボイラー設備等）

- (ア) 建築物全体を政令第19条第1項の一般取扱所とする。(第2-2-5図(ア)参照)
- (イ) 建築物全体を政令第19条第2項の一般取扱所とし、規則第28条の57第2項に規定する技術上の基準を適用する。(第2-2-5図(イ)参照)
- (ウ) 危険物を消費する室又は隣接する複数の室を区画単位として政令第19条第2項の一般

取扱所とし、規則第 28 条の 57 第 2 項に規定する技術上の基準を適用する。

(第 2-2-5 図 (ウ) 参照)



第 2-2-5 図 ボイラー、バーナー等で危険物を消費する一般取扱所の例

[参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

イ 設備単位の規制をする場合（例：ボイラー設備等）

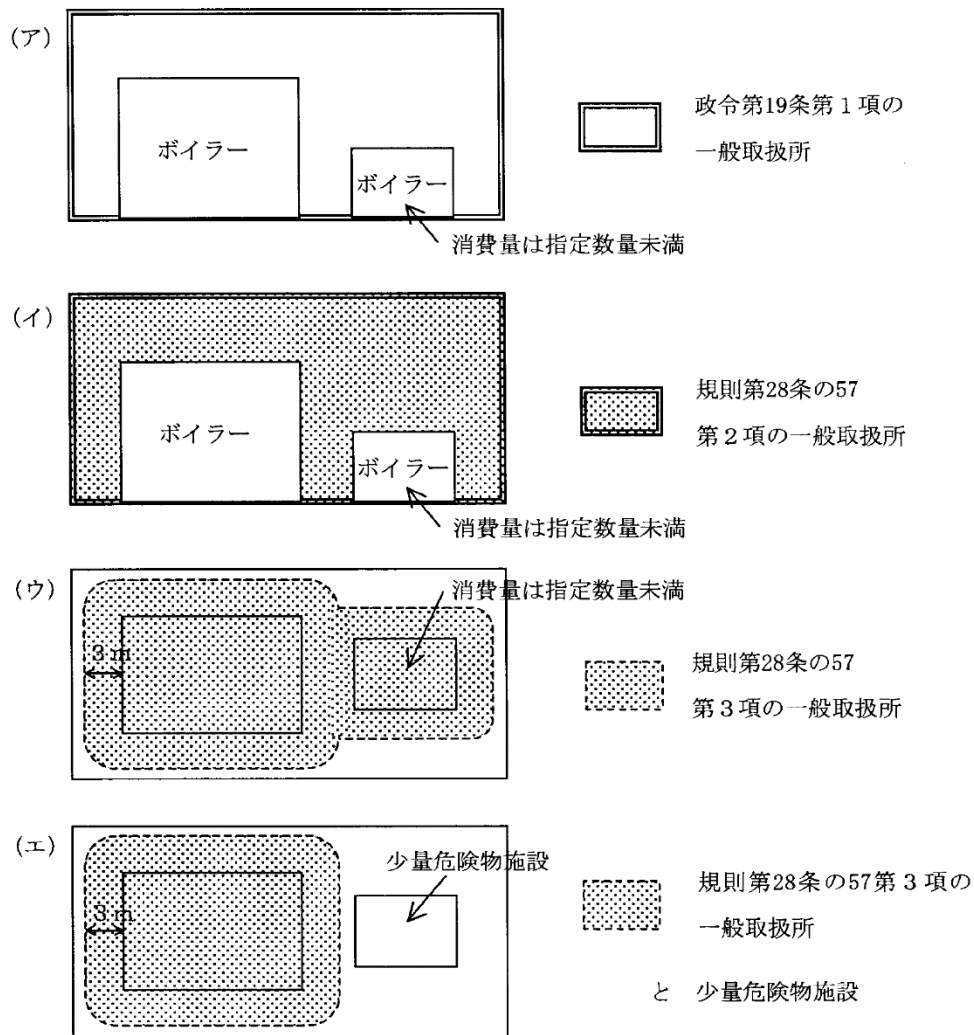
(ア) 建築物全体を政令第 19 条第 1 項の一般取扱所とする。（第 2-2-6 図 (ア) 参照）

(イ) 建築物全体を政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、規則第 28 条の 57 第 2 項に規定する技術上の基準を適用する。（第 2-2-6 図 (イ) 参照）

(ウ) 両ボイラー設備を併せて、政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、規則第 28 条の 57 第 3 項に規定する技術上の基準を適用する。（第 2-2-6 図 (ウ) 参照）

(エ) 危険物消費量が指定数量以上 10 倍未満のボイラー設備のみを政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、規則第 28 条の 57 第 3 項に規定する技術上の基準を適用する。指定数量未満を消費するボイラー設備は、徳島市火災予防条例によるものとする。

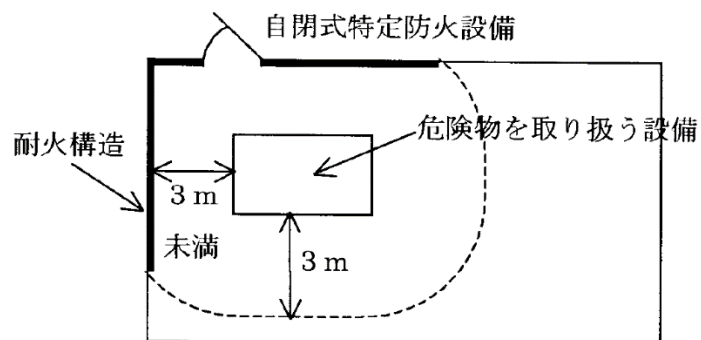
（第 2-2-6 図 (エ) 参照）



第2-2-6図 ボイラーで危険物を消費する一般取扱所の例

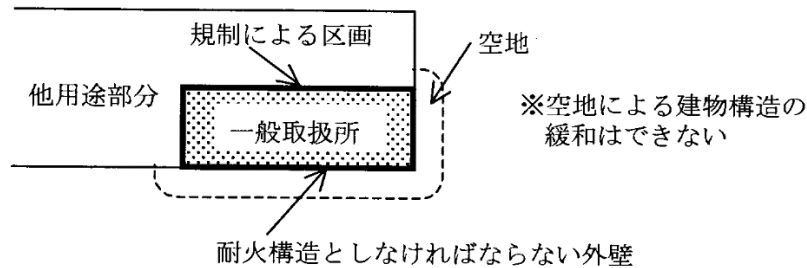
[参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

- (6) 設備単位で規制される一般取扱所において、危険物を取り扱う設備から3m未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離3m未満となる範囲に存する壁及び柱と解してよい。(H. 2. 3. 31 消防危第28号質疑)



第2-2-7図 屋内空地の例 [参考：危険物審査基準（東京消防庁）]

- (7) 規則第 28 条の 57 第 4 項第 7 号の規定により設ける保有空地内において、架台等の段差がある場合、架台等が延焼媒体となるおそれがないものであり、かつ、当該段差が 0.5m 以下であれば、段差を含めて保有空地としてよい。(H. 29. 10. 30 消防危第 216 号質疑)
- (8) 規則第 28 条の 57 第 4 項第 10 号に規定する換気設備のうち、同項第 4 号に基づき設置する換気設備に設ける必要のある「ダンパー等」に該当するものとしては、防火ダンパーの他、金属製ガラリ及び引火防止金網であるものとする。(徳島市運用基準)
- (9) 区画室単位で規制される一般取扱所のうち、外壁に耐火構造を要求されるものにあつては、空地があり、延焼のおそれのある建築物が存しない場合であっても、当該外壁を不燃材料で造ることは認められない。(H. 1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)



第 2-2-8 図 外壁の構造

- (10) 区画室単位で規制される一般取扱所のうち、当該建築物の他の部分との間に「厚さ 70 mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する耐火構造の壁」が要求されるものにあつては、区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置して差し支えない。(H. 2. 3. 31 消防危第 28 号質疑)

「これと同等以上の強度を有する構造」として、「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが 7.5 cm 以上のもの」(H. 12 建設省告示第 1399 号第 1、第 1 号ト)が含まれるものであること。(H. 2. 10. 31 消防危第 105 号質疑)

また、ボイラー等の危険物を消費する設備に設ける排気筒を当該建築物と他の部分とを貫通させる場合は、延焼防止のため、排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられた場合において、政令第 23 条を適用し、認めて差し支えない。この際、排気筒にダンパーは必要ない。

(H. 29. 10. 30 消防危第 216 号質疑)

- (11) 規則第 28 条の 59 の基準の適用を受けようとする専ら詰替え作業を行う一般取扱所は、当該規定によるほか次によること。

ア 当該一般取扱所は、原則として同一敷地内には 1 対象施設に限り認めるものであること。

イ 規則第 28 条の 59 第 2 項第 10 号に規定する「防火上有効なへい」の高さの算定は、第 10 節（給油取扱所の基準）の例によること。

ウ 当該施設を開口部のない耐火構造の建築物（製造所等以外であつて、自己所有の建築物に限る。）に接して設ける場合は、耐火構造の壁を当該施設の壁とみなして差し支えないこと。

- (12) 複数の取扱形態を有する一般取扱所 (H. 10. 3. 16 消防危第 28 号通知)

ア (ア) a から g までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であつて、(イ) 及び(ウ)に適合し、かつ、イ(ア)から(シ)までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、

政令第 23 条を適用し、政令第 19 条第 1 項において準用する政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 11 号までの規定（(7) e 及び f に掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第 18 号及び第 19 号の規定を含む。）を適用しないことができるものであること。

(7) 危険物の取扱形態

- a 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第 2 類の危険物又は第 4 類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- b 洗浄のために危険物（引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- c 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が 70℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- d ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- e 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- f 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- g 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(イ) 建築物に設けられた一般取扱所であること。

(ウ) 指定数量の倍数が 30 未満であること。

イ 一般取扱所の位置、構造及び設備

(7) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（ア(7) d 及び e に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

(イ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

(ウ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ 70 mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（ア(7) e 及び f に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

(エ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、ア(7) a 又は b に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

(オ) ア(7) d に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。

(カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の 5 分の 1 未満のものを除く。）の周囲には、規則第 13 条の 3 第 2 項第 1 号の規定の例による囲いを設けること。ただし、ア(7) e 及び f に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。

(キ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、ア(7) c に掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けるこ

と。

- (ク) 危険物を加熱する設備（ア(ア) b 又は g の危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
 - (ケ) ア(ア) g の危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
 - (コ) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。
 - (サ) 規則第 33 条第 1 項第 1 号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、規則第 34 条第 2 項第 1 号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第 1 種、第 2 種及び第 3 種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 4 種の消火設備を設けないことができること。
 - (シ) 規則第 28 条の 55 第 2 項第 3 号から第 8 号まで及び規則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号の基準に適合するものであること。
- (13) 特例の適用（H. 10. 3. 4 消防危第 19 号通知）

政令第 19 条第 2 項各号に掲げられた取扱形態の一般取扱所が、政令第 19 条第 1 項の基準又は第 2 項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について政令第 23 条を適用することが否定されるものではないこと。

また、政令第 19 条第 2 項各号に掲げられた取扱形態以外の形態を有する一般取扱所（同項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の形態を有する一般取扱所を含む。）のうち、政令第 19 条第 2 項各号と同等の安全性を有すると判断されるものについても、政令第 23 条を適用することが否定されるものではないこと。

※ 参考通知

「放電加工機の取扱いについて」（S. 61. 1. 31 消防危第 19 号通知）

「法改正前の小口詰替専用の一般取扱所の扱い」（H. 1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

第2-2-1表 類型化された一般取扱所の基準概要

区分 項目		一般取扱所	塗装・印刷・塗布	洗 浄		焼入れ・放電加工		ボイラー・バーナー			ローリー充填(容器詰替)	
			耐火区画	耐火区画	屋内空地	耐火区画	屋内空地	耐火区画	屋内空地	屋上設置	—	—
条 文	政令	19(1)	19(2)(1)	19(2)(1)-2		19(2)(2)		19(2)(3)			19(2)(4)	19(3)
	規則		28-54(1)	28-54(1)-2		28-54(2)		28-54(3)			28-54(4)	
			28-55(2)	28-55-2(2)	28-55-2(3)	28-56(2)	28-56(3)	28-57(2)	28-57(3)	28-57(4)	28-58(2)	28-62(3)
危険物		制限なし	2類・4類(特引除く)	4類(引火点 $\geq 40^{\circ}\text{C}$)		4類(引火点 $\geq 70^{\circ}\text{C}$)		4類(引火点 $\geq 40^{\circ}\text{C}$)			アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等を除く液体危険物	高引火点(取扱 100°C 未満)
指定数量の倍数		制限なし	30未満	30未満	10未満	30未満	10未満	30未満	10未満	10未満	制限なし	
位 置	保安距離	必要	適用除外	適用除外		H24		適用除外			必要	
	保有空地	3m or 5m	適用除外	適用除外	屋内空地 3m	適用除外	屋内空地 3m	適用除外	屋内空地 3m	3m(屋内タンク除く)	3m or 5m	3m
	施設を設ける建築物の構造				壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の天井を有しない平家建建築物に設置		壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の天井を有しない平家建建築物に設置		壁、柱、床、はり、屋根が不燃材料の天井を有しない平家建建築物に設置	壁、柱、床、はり、屋根が耐火構造の建築物の屋上に設置	—	—
建 築 物 構 造	地階	不可	不可	不可	可(平家)	不可	可(平家)	可	可(平家)		不可	不可
	壁	不燃	耐火構造	耐火構造	3m未満＝耐火(出入口(自閉特定防火設備除く)以外開口部不可)	耐火構造	3m未満＝耐火(出入口(自閉特定防火設備除く)以外開口部不可)	耐火構造	3m未満＝耐火(出入口(自閉特定防火設備除く)以外開口部不可)	3m未満＝耐火(出入口(自閉特定防火設備除く)以外開口部不可) 不燃(タンク室)	不燃、二方未満	不燃、二方未満
	柱	不燃	耐火構造	耐火構造	3m未満＝耐火	耐火構造	3m未満＝耐火	耐火構造	3m未満＝耐火	3m未満＝耐火 不燃(タンク室)	不燃	不燃

区分 項目		一般取扱所	塗装・印刷・塗布	洗 浄		焼入れ・放電加工		ボイラー・バーナー			ローリー充填(容器詰替)	
			耐火区画	耐火区画	屋内空地	耐火区画	屋内空地	耐火区画	屋内空地	屋上設置	—	—
設 備	20号防油堤	屋外タンクのみ設置		容量50%+10%の囲い	容量50%+10%の囲い			容量50%+10%の囲い	容量50%+10%の囲い	容量50%+10%の囲いorしきい		
	20号タンク量							指定数量未満	指定数量未満	指定数量数量未満		
	安全装置(過熱)			加熱設備に過熱防止装置	加熱設備に過熱防止装置	温度警報装置	温度警報装置					
	安全装置(蒸気)				可燃性蒸気等拡散防止措置							
	安全装置(供給)							緊急時危険物供給自動遮断装置	緊急時危険物供給自動遮断装置	緊急時危険物供給自動遮断装置 稼働時のみ燃料供給する装置		
	その他									設備(タンク・配管除く)はキュービクル式		

項目		区分	容器詰替(ローリー 充填)	油圧装置・潤滑油循環装置			切削装置・研削装置		熱媒体油循環装 置	蓄電池設備	
		—	不燃区画	耐火区画	屋内空地	耐火区画	屋内空地	耐火区画	耐火区画	耐火区画	屋上設置
条 文	政令		19(2)(5)	19(2)(6)			19(2)(7)		19(2)(8)	19(2)(9)	
	規則		28-54(5)	28-54(6)			28-54(7)		28-54(8)	28-54(9)	
			28-59(2)	28-60(2)	28-60(3)	28-60(4)	28-60-2(2)	28-60-2(3)	28-60-3(2)	28-60-4(2)	28-60-4(3)
危険物			4類(引火点 $\geq$ 40℃)	高引火点(取扱100℃未満)			高引火点(取扱100℃未満)		高引火点	第4類	
指定数量の倍数			30未満	50未満	50未満	30未満	30未満	10未満	10未満	30未満	10未満
位 置	保安距離		適用除外	適用除外			適用除外		適用除外	適用除外	
	保有空地		適用除外	適用除外		屋内空地3m	適用除外	屋内空地3m	適用除外	適用除外	3m
	施設を設ける 建築物の構造		—	壁、柱、床、はり、 屋根が不燃 材料の平家建 建築物に設置		壁、柱、床、はり、 屋根が不燃 材料の天井を有 しない平家建建 築物に設置		壁、柱、床、はり、 屋根が不燃 材料の天井を有 しない平家建建 築物に設置			壁、柱、床、はり、 屋根が耐火 構造の建築物 の屋上に設置
建 築 物 構 造	地階			可(平家)	可	可(平家)	不可	可(平家)	不可	可	
	壁		高さ2m以上の場 又は壁、不燃	不燃	耐火構造	3m未満＝耐火 (出入口(自閉 特定防火設備 除く)以外開口 部不可)	耐火構造	3m未満＝耐火 (出入口(自閉 特定防火設備 除く)以外開口 部不可)	耐火構造	耐火構造	3m未満＝耐火 (出入口(自閉 特定防火設備 除く)以外開口 部不可)
	柱		不燃	不燃	耐火構造	3m未満＝耐火	耐火構造	3m未満＝耐火	耐火構造	耐火構造	3m未満＝耐火

項目		区分	容器詰替(ローリー-充填)	油圧装置・潤滑油循環装置			切削装置・研削装置		熱媒体油循環装置	蓄電池設備	
			—	不燃区画	耐火区画	屋内空地	耐火区画	屋内空地	耐火区画	耐火区画	屋上設置
建築物構造	床		不燃	不燃	耐火構造		耐火構造		耐火構造	耐火構造	
	はり		不燃	不燃	耐火構造		耐火構造		耐火構造	耐火構造	
	屋根		不燃、敷地面積の1/3以下	不燃	不燃		不燃		不燃	不燃	
	上階床				耐火構造		耐火構造		耐火構造	耐火構造	
	窓			防火設備	禁止		禁止		禁止	禁止	
	出入口		防火設備	防火設備	自閉特定防火設備		特定防火設備		特定防火設備	特定防火設備	
	延焼のおそれのある外壁			耐火構造(自閉特定防火設備)			自閉特定防火設備		自閉特定防火設備	自閉特定防火設備	
	他用途区画		—				自閉特定防火設備		70mmRC相当の床、壁、出入口(自閉特定防火設備除く)以外開口部不可	70mmRC相当の床、壁、出入口(自閉特定防火設備除く)以外開口部不可	
設備	漏洩拡散防止		床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に排水溝、油分離槽	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に排水溝	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に排水溝	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備	床の不浸透構造、傾斜・貯留設備、周囲に0.15m以上の囲い、油分離槽
	照明換気等		要(ポンプ室)	要	要	要	要	要	要	要	
	排出設備		可燃性蒸気等の滞留のおそれのある場合要(ポンプ室)	可燃性蒸気等の滞留のおそれのある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれのある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれのある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれのある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれのある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれのある場合要	可燃性蒸気等の滞留のおそれのある場合要	
	防火ダンパー			要	要	要	要	要	要	要	
	避雷設備		不要	不要	不要	不要	不要	不要	10倍以上	10倍以上	不要
	設備固定			要		要		要			要
	静電気除去装置		要	不要	不要	不要	不要	不要	要	要	要

区分 項目		容器詰替(ローリー 充填)	油圧装置・潤滑油循環装置			切削装置・研削装置		熱媒体油循環装 置	蓄電池設備	
		—	不燃区画	耐火区画	屋内空地	耐火区画	屋内空地	耐火区画	耐火区画	屋上設置
設 備	20号防油堤		容量50%+ 10%の囲いorし きい	容量50%+ 10%の囲いorし きい	容量50%+ 10%の囲い	容量50%+ 10%の囲いorし きい	容量50%+ 10%の囲い	容量50%+10% の囲い		
	20号タンク量									
	安全装置(過 熱)							過昇温防止装置		
	安全装置(蒸 気)									
	安全装置(供 給)									
	その他	地下専用タンク(3 万L以下)						体積膨張による漏 洩防止構造		設備はキュービク ル式